

原 第 215 号
平成 29 年 7 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

島根県知事 溝 口 善 兵 衛

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」
に基づく意見について（照会）

本県の原子力行政につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 28 日に中国電力(株)から事前了解願いの提出があった、島根原子力発電所 1 号機の廃止措置については、県議会をはじめ、県の安全対策協議会、原子力安全顧問などの意見を踏まえ、中国電力(株)が認可された計画に基づき廃止措置を実施することを了解することとしました。

また、今回の了解に当たっては、今後、中国電力(株)及び国の関係機関に対して、別紙のとおり諸事項について要請することとしております。

つきましては、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、貴殿のご意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。

中国電力への要請事項

1. 住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、廃止措置を適切に実施すること。
2. 島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
3. 使用済燃料の全量搬出・譲渡しの適切な実施について、引き続き具体的な検討を進めること。
4. 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の確実な処分について、引き続き具体的な検討を進めること。
5. 地震等の自然災害や万が一の不測の事態への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を確実に講じること。
6. 系統除染や設備の解体等、廃止措置の作業を進めるに当たっては、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
7. 廃止措置の実施に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、引き続き適切な取組を行うこと。
8. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、関係自治体とよく連携して行うこと。
9. 地元企業への工事発注など、地域振興に特段の配慮をするとともに、その具体的な内容を明らかにすること。

原子力規制委員会への要請事項

1. 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から厳格に確認を行っていただきたい。
2. 廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう、厳格に確認を行っていただきたい。
3. 放射性廃棄物の規制基準を早急に確立していただきたい。
4. 廃止措置の実施に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても厳格に確認を行っていただきたい。
5. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、国が前面に立って調整・支援していただきたい。

経済産業省への要請事項

1. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、引き続き、使用済燃料の再処理等に国が前面に立って取り組んでいただきたい。
2. 原子力発電所の放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組を進めていただきたい。
3. 原子力発電所については、廃止が決定された後も関係自治体においては、原子力安全・防災対策などのために財政負担が引き続き生じること、また、経済、雇用、財政等への影響への考慮が必要であることから、電源三法交付金・補助金については、原子力発電所の撤去完了までを見据えた制度にしていきたい。

内閣府への要請事項

原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要
支援者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、引き続き国が前面に立って
調整・支援していただきたい。